

# 湯沢市教育大綱

《平成27年度～平成28年度》

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、本市では、総合振興計画(平成19年度～28年度)と教育行政方針(年度毎に策定)の中間に位置づけられるものです。

## 【基本理念】

郷土の歴史や文化、先人たちの功績に誇りを持ち、ふるさとに感謝し、郷土・社会に貢献できる、意欲と勇氣にあふれる賢くたくましい人づくりを目指します

## 【基本方針】

### 生涯学習の推進

生涯にわたり主体的に学ぶことができる多様な学習機会の確保・充実を図ります

- ◆生涯学習推進に向けた体制強化、環境整備、学習活動の展開を図ります。
- ◆図書館、学校、地域が連携して子どもの読書活動の普及推進に努めます。
- ◆豊富な文化財の保護・継承に取り組むとともに、文化遺産の幅広い利活用を図ります。
- ◆芸術鑑賞の機会の提供や自主的・創造的な芸術文化活動の支援に努めます。

## 学校教育の充実

ふるさとの「もの・ひと・こと」を生かした創意工夫に満ちた特色ある教育を推進します

- ◆ふるさとのよさの発見、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさに生きる意欲の喚起を目指します。
- ◆生命を大切にし、自他を尊重するとともに、高い志をもち自己実現に向けてたくましく生き抜こうとする豊かな心と健やかな体を育みます。
- ◆一人一人の児童生徒を生かした日々の授業実践による「確かな学力」を育みます。

## 教育環境の整備

安全・安心で良質な教育環境の整備を図ります

- ◆緊急度や優先度の高いものから維持補修に率先して取り組み、安全・安心な教育環境の維持に努めます。
- ◆質の高い給食を安定的に提供するとともに、食育の支援が可能な衛生的で効率的な統合学校給食センターを建設します。
- ◆児童生徒の教育条件の改善の観点から、学校、保護者、地域の方々と丁寧な検討を重ね、将来を見据えた望ましい学習環境の整備に努めます。
- ◆社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりに努めます。

## スポーツの振興

生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を目指します

- ◆地域や学校、関係団体等あらゆる立場の市民との協働により、スポーツを活用した地域づくりを推進します。
- ◆誰もが各々の体力や年齢、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。